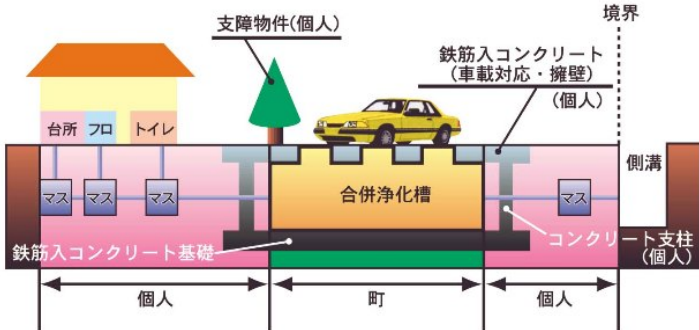






事例1

<p>タイトル</p>	<p>合併処理浄化槽・高度処理型合併処理浄化槽の設置促進</p>
<p>実施主体</p>	<p>県及び流域市町（ただし、浄化槽補助制度がない習志野市及び浦安市を除く）</p>
<p>概要</p>	<p>生活雑排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、昭和62年度から国、県及び市町村が協調して、浄化槽を設置する者に対して、設置に要する経費の一部を補助している。</p> <p>浄化槽法の改正により、平成13年4月以降、新規に設置できる浄化槽は合併処理浄化槽のみとなったこと、生活雑排水を未処理のまま公共用水域に放流することとなる単独処理浄化槽が県内に約42万基も設置されていることなどから、県では、①くみ取り便所や単独処理浄化槽からの合併浄化槽への転換及び②印旛・手賀沼、東京湾等の富栄養化対策地域や窒素対策が必要な水道水源地域における高度処理型浄化槽の設置促進を重点的に行っている。</p>
<p>実施例</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県補助事業の概要              〈補助対象市町村〉 * ゴシック体は、東京湾流域の市町数              (1) 転換費用補助              53市町村（千葉市、習志野市及び浦安市を除く） * 18市町              ※千葉市は、国と協調して実施。              (2) 高度処理型浄化槽設置費用補助              38市町村（東京湾、印旛沼、手賀沼等の閉鎖性水域及び黒部川の流域に係る市町村） * 18市町              〈補助率〉              (1) 浄化槽設置費用 基準額又は実支出額の1/3              (2) 転換費用 単独処理浄化槽からの転換 180千円/基              汲み取り便槽からの転換 100千円/基</li> <li>・ 合併処理浄化槽設置による効果</li> </ul> <p><b>公共用水域へのCOD排出量</b> (単位:g/人・日)</p> <p>「生活排水の原単位と各種浄化槽による排出負荷量（用水と排水Vol.48 No.5 2006年）」から作成</p>
<p>留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浄化槽の機能を最大限に発揮するためには、法定検査の受検、定期的な保守点検及び清掃の実施が必要である。</li> </ul>

## 事例2

タイトル	浄化槽市町村整備推進事業						
実施主体	長柄町、睦沢町						
概要	<p>市町村が事業主体となり合併処理浄化槽を設置し、使用料を徴収して、維持管理を行う事業である。</p> <p>また、両町とも、既に個人が設置した合併処理浄化槽（要件を満たしたもの）についても、町へ寄付する、維持管理を委託するなどにより、町が設置した合併処理浄化槽と同様に維持管理を行っている。</p>						
実施例	<p>〔長柄町の例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに浄化槽を設置する場合の費用負担等           <ul style="list-style-type: none"> <li>〈個人の費用負担〉 流入出管工事、特殊工事、電気・水道料及び使用料 浄化槽本体分担金 5人槽 100,000円 7人槽 120,000円 10人槽 150,000円</li> <li>〈町の費用負担〉 浄化槽本体設置工事及び維持管理 高度処理型（窒素除去型）浄化槽（BOD10mg/ℓ、T-N10 mg/ℓ以下）</li> <li>〈工事費用の負担区分〉</li> </ul> </li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料金（一般住宅、4人家族の場合）           <table border="0" data-bbox="475 1532 1054 1666"> <tr> <td>基本料金</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td>人数割（525円×4人）</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>1か月の使用料金</td> <td>3,150円</td> </tr> </table> </li> <li>・個人が設置した合併処理浄化槽の町への寄付 個人が設置した合併処理浄化槽で適正に維持管理（法定検査、保守点検、清掃）を行っているものを町に寄付し、使用料金を納めることで、維持管理を町が行うこととなる。</li> </ul>	基本料金	1,050円	人数割（525円×4人）	2,100円	1か月の使用料金	3,150円
基本料金	1,050円						
人数割（525円×4人）	2,100円						
1か月の使用料金	3,150円						
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽の機能を最大限に発揮するためには、法定検査の受検、定期的な保守点検及び清掃の実施が必要である。</li> </ul>						



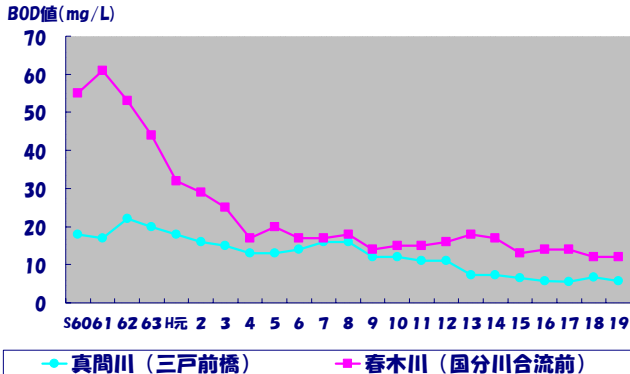
## 事例3

タイトル	家庭における雑排水対策
実施主体	県及び流域市町
概要	<p>炊事、洗濯、入浴等の日常生活に伴い排出される生活排水<sup>*</sup>は、公共用水域の水質汚濁の主要な原因となっている。</p> <p>このため、各家庭の台所等から排出される生活雑排水<sup>*</sup>による汚濁を削減するため、「家庭でできる対策」について、普及啓発に努めている。</p>
実施例	<p>暮らしの中の対策メニュー</p> <p>○台所で</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・流しには、三角コーナーやストレーナー、ろ紙袋を使って、調理中に出てくる調理くずなどの細かいゴミを流しに流さないようにする。</li> <li>・油はなるべく使い切り、流しには流さない。</li> <li>・フライパンや皿に残った油污は、ボロ布などで拭き取ってから洗う。</li> <li>・台所洗剤は適量を使用。</li> <li>・米のとぎ汁は、庭の散水に使ったり、無洗米を使うなどできるだけ流しに流さないようにする。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">  <div style="text-align: center;">  <p>食器を洗うときは洗い桶を使用し、洗剤は適量を水で薄めて使います。</p> </div>  </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・料理は作りすぎない、食べ残しや飲み残しを流さない。</li> <li>・揚げ物用の油は、差し油をしてくり返して使用する。</li> <li>・油などで汚れた食器は重ねない。食器洗いは油ものにだけ洗剤を使用。</li> </ul> <p>○洗濯で</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洗剤や石けんは適量を使用。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">  <div style="text-align: center;"> <p>多く入れても汚れ落ちがよくなるわけではありません。</p> </div> </div> <p>○お風呂・洗面所で</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハミガキ、シャンプー、リンス等の使いすぎに注意。</li> </ul> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・側溝を定期的に清掃することで川などへ流れ込む汚れの量を減らす。</li> <li>・洗車排水は側溝等を通じて直接川や湖に流入するので、洗剤の使いすぎに注意。</li> </ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政側から積極的に情報提供を行い、住民の意識を向上させることが必要である。</li> <li>・NPO等との協力のもと、住民への広報を効果的に行う必要がある。</li> </ul> <p>※生活排水 日常生活に伴って家庭から出る水のこと。トイレから排出されるし尿を含んだ水と台所や風呂、洗濯などから排出される水（生活雑排水）をいう。</p>

## 事例4



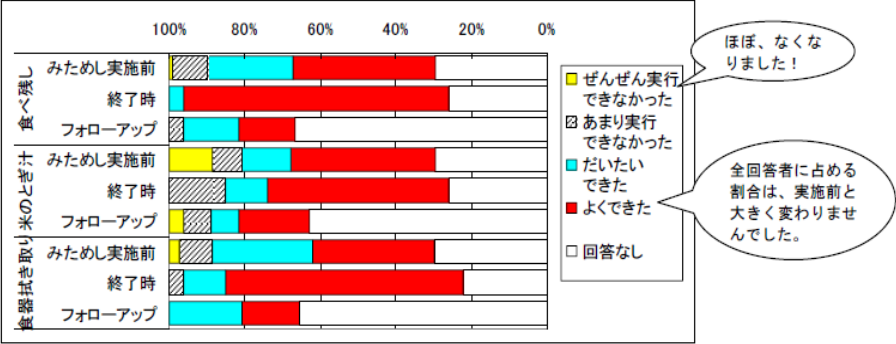
タイトル	生活排水対策重点地域の指定
実施主体	県
概要	<p>水質汚濁防止法に基づき、生活排水対策の実施が特に必要と認められる地域を県が「生活排水対策重点地域」に指定し、市町村は「生活排水対策推進計画」を策定し、計画的な生活排水対策を促進することとされている。</p> <p>千葉県では、平成2年度から指定を行い、現在までに、東葛、葛南の汚濁が著しい河川及び手賀沼・印旛沼流域（15市）、黒部川流域（2市町）、小櫃川流域（3市）の20市町を重点地域として指定している。</p> <p>東京湾流域では、10市が指定されている。</p>
実施例	<p>〔東京湾流域市町の主な取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉県：平成4年度計画策定（平成13年3月改定） 平成11年3月に快適な水辺環境の保全・創造を図るために策定した「水環境保全計画」と連携を取りながら、浄化推進員の配置及びリーフレット配布などの啓発事業を実施。</li> <li>・市川市：平成4年度計画策定（平成15年3月改定） ○生活排水対策用品（ろ紙袋、ゴムベラ、アクリルタワシなど）の普及 ○市川市生活排水対策推進員（みずアドバイザー）による啓発活動 ○市民環境講座やイベント等を活用した市民への啓発 ○周辺自治会との協力による水質調査や流域住民への啓発</li> <li>・松戸市：平成3年度計画策定 生活排水対策指導員制度による地域での啓発活動の実施</li> <li>・船橋市：平成4年度計画策定 ○河川等の水質調査セット（透視度計・パッケテスト）などの貸出による環境学習支援 ○出前講座による啓発活動の実施</li> </ul>
留意事項	

事例5

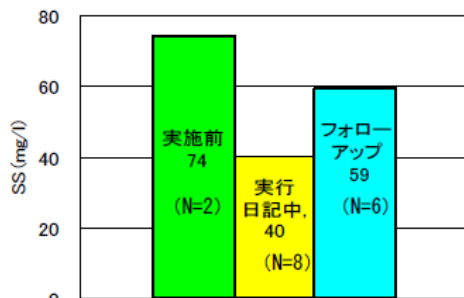
<p>タイトル</p>	<p>市川市生活排水対策推進事業</p>
<p>実施主体</p>	<p>市川市</p>
<p>概要</p>	<p>平成4年3月に市川市が生活排水対策重点地域(下水道整備地域を除く市全域)に指定されたことから、平成5年3月に市川市生活排水対策推進計画を策定(平成15年3月に改定)し、河川の水質汚濁の主な原因である生活排水の汚れを減らす対策を進めている。</p> <p>主な施策として、みずアドバイザー(市川市生活排水対策推進員)制度による啓発活動を進めている。家庭でできる生活排水対策を市民に広めるため、みずアドバイザーとして15名の市民を公募し、下水道未整備地域である真間川流域(真間川、大柏川、派川大柏川、国分川、春木川)を中心に啓発活動等を委嘱している。また、地元自治会との協働により、公民館文化祭、地元のお祭り、小学校PTA祭り等での啓発、下水道未整備地区水路の水質調査等を行っている。</p>
<p>実施例</p>	<p>&lt;みずアドバイザー啓発事例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○小学校の総合学習や、自治会主催の勉強会等での講師</li> <li>○地域のお祭り等でアンケートを通じた生活排水対策の取り組みの現状把握</li> <li>○生活排水対策の啓発及び啓発用品の配布</li> <li>○アクリル毛糸を使用したアクリルタワシ編み物教室 など</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>小学校での総合学習講師</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>地域のお祭りでの啓発</p> </div> </div> <p>&lt;水質の推移&gt;</p> <p>昭和30年頃からの急激な市街化とともに河川水質の汚濁が進み、昭和50～60年にかけて水質汚濁がピークとなった。その後、生活排水対策により水質が改善され、主要な河川である真間川では環境基準を達成している。しかし、真間川の支流である春木川</p> <div style="text-align: center;">  <p>—●— 真間川 (三戸前橋)      —■— 春木川 (国分川合流前)</p> </div> <p>においては、未だ環境基準を達成していない。</p>

<b>留意事項</b>	<p>周辺自治会との協働の取り組みは継続して行いつつ、小学校での啓発をいかに広げられるかで今後の地域住民への意識醸成が変わってくると思われる。</p> <p>また、今後活動範囲・活動回数を拡大した際に、過去のみずアドバイザー経験者や地域で意識の高い方々など、啓発できる人員をどのように増やしていくかということも問題となってくると思われる。</p>
-------------	---

事例6

<p>タイトル</p>	<p>印旛沼流域におけるみためし行動「みためし生活系」</p>
<p>実施主体</p>	<p>県、佐倉市、住民</p>
<p>概要</p>	<p>佐倉市内の小規模団地（全34戸）をみためし地域とし、家庭でできる生活排水対策グッズやみためし行動日記を配布し、団地内住民の協力を得て生活雑排水対策を実践した。          また、団地排水の水質調査で、その効果を検討した。          さらに、その取組のフォローアップとして、住民アンケートの実施、PR パフレットを作成した。</p>
<p>実施例</p>	<p>・平成16年度、17年度の取組の流れ</p>  <p>・みためし行動実行日記（いわゆる環境家計簿）</p>  <p>・住民アンケート調査結果</p> 

・水質調査モニタリング結果  
住民の生活排水対策が団地排水にどのような影響を与えているかを確認するための水質調査を行った結果、みためし行動実施前と比べ実施後の団地排水の水質は改善していました。



SS (平均値の変化)

※SS とは、水中の懸濁物質の濃度を示す指標で、値が高いほど水が汚れていることを意味します。

・PR パンフレットの作成

留意事項

- ・取組の定着化と流域への広め方を検討する必要がある。
- ・より多くの住民へのアプローチ、生活排水対策が「楽しい！気持ちがいい！」と感じられる仕組みづくりが必要
- ・自治会全体で取り組む→地域コミュニティの活性化につながるなどの仕組みづくりが重要。
- ・「米のとぎ汁を流しに流さない」ことが難しいため、無洗米の普及や、とぎ汁の活用方法を考える必要がある。

※「みためし」とは・・・

印旛沼の水循環・水環境をより良くするために印旛沼流域水循環健全化会議が取り組んでいる行動で、計画の実行状況、目標状況を常に確認しながら、方向修正し、着実に進めていく印旛沼独自のやり方。